

基本情報

指標番号
2130

名称
外来における小児抗菌薬適正使用支援加算の全体数と実施割合

分母
急性上気道炎、急性胃腸炎、急性下痢症と診断された小児症例（2018年度以降）

分子
分母で特定した傷病の診療開始日と同日に小児抗菌薬適正使用支援加算の算定をされている症例

指標群
感染症

意義
薬剤耐性（AMR）対策アクションプランを背景に、2018年度診療報酬改訂より導入された加算。

年度
2018,2020,2022

必要データセット
外来 EF ファイル

指標の定義算出方法

分母の定義

- 急性上気道炎、急性胃腸炎、急性下痢症と診断された症例。傷病コードとして次のコードのいずれかが記載されている症例。

傷病名コード	CD-10 コード	病名
0090001	A09	急性下痢症
4609008	J00	急性気道感染
0088002	A084	急性下痢症
4659007	J069	急性気道感染
4620001	J029	急性気道感染

- 1で特定した傷病の診療開始日と同日に小児科外来診療料あるいは小児かかりつけ診療料が算定されている

レセ電コード	名称	コード	2010	2012	2014	2016	2018	2020	2022
113003510	小児科外来診療料（保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付する場合）初診時（1日につき）	B001-2_1	○	○	○	○	○	○	○
113003610	小児科外来診療料（保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付する場合）再診時（1日につき）	B001-2_1	○	○	○	○	○	○	○

レセ電コード	名称	コード	2010	2012	2014	2016	2018	2020	2022
113019710	小児かかりつけ診療料（処方箋を交付する場合）初診時（1日につき）	B001-2_19				○	○	○	○
113019810	小児かかりつけ診療料（処方箋を交付する場合）再診時（1日につき）	B001-2_19				○	○	○	○
113003710	小児科外来診療料（保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付しない場合）初診時（1日につき）	B001-2_2	○	○	○	○	○	○	○
113003810	小児科外来診療料（保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付しない場合）再診時（1日につき）	B001-2_2	○	○	○	○	○	○	○
113019910	小児かかりつけ診療料（処方箋を交付しない場合）初診時（1日につき）	B001-2_20				○	○	○	○
113020010	小児かかりつけ診療料（処方箋を交付しない場合）再診時（1日につき）	B001-2_20				○	○	○	○

3. これらの診療開始日および診療料実施日が2018年度（2018年4月）以降のみを分母とする

分子の定義

1. 分母の1で特定した診療開始日と同日に小児抗菌薬適正使用支援加算の算定をされている症例

レセ電コード	名称	コード	2010	2012	2014	2016	2018	2020	2022
113027870	小児抗菌薬適正使用支援加算（小児かかりつけ診療料）	B001-2_22					○	○	○
113024670	小児抗菌薬適正使用支援加算（小児科外来診療料）	B001-2_4					○	○	○

その他

薬剤一覧の出力

いいえ

リスク調整因子の条件

指標の算出方法

分子÷分母

指標の単位

日

結果提示時の並び順

降順

測定上の限界・解釈上の注意

1. 他の疾患で複数回、外来を受診している場合、たとえば「4月2日に急逝上気道炎を発症し外来にて治癒、4月22日に急性下痢症を発症し外来にて治癒」などの場合、原理的に分母は2として算出できるように設計している。
2. プライマリケアを想定した加算である。したがって、紹介症例、重症化した症例の診療が中心となることが想定される病院においては、質の指標として適切ではない可能性がある。

参考資料

参考値

参考資料

1. 薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000120769.pdf>
2. 平成30年度診療報酬改定の概要_小児科分野を中心に(p17)
http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/121th_shaho_1_sakoi.pdf#page=17